

## 個人情報管理保護に関する規程

- 第1条 職員は個人情報保護に関して個人情報保護基本方針を尊重し、内容、意義を熟知し他に啓蒙するよう努めなければならない。
- 第2条 職員はゆずの木保育園に入所している児童及び保護者等の情報に関し職務上知り得た知識を父母、その他の者に漏らしてはならない。
- 第3条 職員はゆずの木保育園に勤務する全ての職員の個人情報に関し本人の同意なくして他の者に漏らしてはならない。
- 第4条 法人、施設で管理している文書等については、公開、非公開の別、保存すべき期間等を明記し非公開の書類については施錠できる場所に保管する。
- 第5条 個人情報等重要な書類、永久保存等の書類は極力金庫内に保管し必ず施錠する。
- 第6条 施設長が指定した職員以外の職員が個人情報を利用する場合は施設長の許可を得るものとする。
- 第7条 必要により施設内に個人情報保護委員を任命し、個人情報保護委員会を設置する。個人情報保護委員会は法の運用、及び法の規定に抵触する恐れのある場合は必要により協議し対処する。個人情報保護委員は文書、名簿等の書類から情報が漏洩しないよう留意しなければならない。当然のことながら、職務上知り得た情報等は職員、父母、その他の者に漏らしてはならない。

附則 この規定は平成 20 年 4 月 1 日から施行する。